

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	3	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である。株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、このPFI事業を一層促進する観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき設立された組織である。PFI事業を実施する者に対し、民間金融を補完する資金供給(リスクマネー供給)を行うとともに、地方公共団体等に対する案件形成の伴走支援を行うことで、PFI事業を推進することを目的とする。 機構の法人事業税(資本割)については、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの時限措置として、課税標準となる資本金等の額から一定額を控除する特例措置が講じられている。なお、この控除額は段階的に縮減されており、直近(令和8年度)においては「資本金等の額の2分の1」を控除することとされている。 ・ 特例措置の内容 課税標準から「資本金等の額の2分の1」を控除する現在の特例措置について、適用期限の5年間延長(令和14年3月31日まで)を要望する。		
関係条文	地方税法第72条の12第1項第2号、同法附則第9条第17項		
減収見込額	[初年度] — (▲50) [平年度] — (▲50) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 本特例措置は、機構の税負担軽減を通じて新たな資金流出を未然に防ぎ、強固な財務基盤を維持することを目的とする。これにより、機構がPFI事業に対して民間金融を補完する資金供給(リスクマネー供給)と、案件形成の支援を機動的かつ柔軟に実行し得る体制を担保する。 (2) 施策の必要性 これまで、本特例措置による財務基盤の強化を通じた機構の資金供給は、我が国におけるPPP/PFI事業規模の拡大に着実に寄与してきた。しかしながら、足元ではインフラ老朽化対策の加速が急務となる中、専門ノウハウに乏しい地方公共団体における案件形成の推進が新たな喫緊の課題として顕在化している。 さらに、我が国が本格的な金利上昇局面への転換を迎える中、今後は調達コスト増加等に伴う機構の利益水準の圧迫が不可避な情勢となっている。この状況下で仮に本特例措置が廃止されて新たな資金流出が生じた場合、機構の機能発揮に以下の支障が生じる懸念がある。 ・ 投融资機能の萎縮：新たな資金流出に伴い投融资のリスクバッファが低下することで、相対的に安全な案件への偏重を余儀なくされ、「民間で取れないリスクの補完」という機構本来の資金供給機能が損なわれるおそれがある。 ・ 伴走支援機能の縮小：機構全体としての活動余力が削がれ、直接収益を生まない「官民連携支援センター」の体制縮小等に波及し、前述の喫緊の課題に直面する地方公共団体向けに十分な案件形成支援を行うことが困難となるおそれがある。 本特例措置の延長により機構全体の強固な財務基盤を維持・担保することで、これら「資金供給」と「伴走支援」の両輪の機能を持続させ、地域インフラ等のPFI事業の創出と、全国各地が抱える社会課題の解決に貢献する。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】5. 経済財政政策の推進 【施策】5. 経済財政に関する施策の推進
		政策の達成目標	機構全体の強固な財務基盤の構築を通じた PPP/PFI 事業規模の拡大といった所期の政策目的を堅持した上で、延長を要望する適用期間の5年間(令和9年度～令和13年度)においては、本特例措置の直接的な政策効果を客観的に検証すべく新たに精緻化した、以下の定量的指標の確実な達成を目指す。 ・ 機構による機動的な資金供給を持続し、地域インフラ等の PFI 事業の創出を牽引する(指標：出融資額 約 120 億円／年)。 ・ 直接収益を生まない「官民連携支援センター」の体制を維持し、ノウハウ不足に直面する地方公共団体への無償の伴走支援を継続する(指標：令和8年8月時点で支援に着手している 14 件の確実な組成、及びそれに伴う 1,262 億円規模の事業創出)。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間(令和9年4月1日から令和14年3月31日まで)
		同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
	有効性	政策目標の達成状況	前回の延長時（令和4年度）における政策目標（機構全体の強固な財務基盤の構築を通じた PPP/PFI 事業規模の拡大）については、租税特別措置等の総点検において、各指標の実績値が目標値を継続して上回っており、達成されていることを確認した。 これに加え、今回の延長要望に際しては、機構の財務基盤維持を通じた PPP/PFI 推進という所期の政策目的自体は堅持しつつ、本特例措置による「直接的な政策効果」をより厳格かつ客観的に検証可能とする観点から、効果測定のための指標の精緻化を行った。 したがって、本指標は今回の要望に際して新たに設定したものであるため、令和5年度～令和8年度における「目標値」及び「達成状況」については未設定となっている。
		要望の措置の適用見込み	令和9年度～令和13年度 各年度 50 百万円の見込み。 （算出根拠）$(200 \text{ 億円} - 100 \text{ 億円}) \times 0.5\%(\text{税率}) = 0.50 \text{ 億円}$ （適用前 1.00 億円 - 0.50 億円 = 減収額 0.50 億円）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置による5年間で 2.5 億円の税負担軽減は、今後の金利上昇に伴う調達コスト増加の事業環境下において、機構の新たな資金流出を防ぎ、財務基盤全体を下支えする重要な機能を持つ。 仮に本特例措置が廃止されて新たな資金流出が生じた場合、機構のリスク許容度が低下する結果として、「民間で取れないリスクの補完」という機構本来の積極的な資金供給機能（目標：出融資額 約 120 億円／年）に制約が生じる懸念がある。また、活動余力の低下が直接収益を生まない「官民連携支援センター」の体制維持に波及し、地方公共団体へ提供している案件形成支援（令和8年8月時点で 14 件）に支障を来すおそれがある。 これに対し、本特例措置の継続は、機構の活動の自由度と高いリスク許容度を担保する手段として機能する。税負担軽減による着実な財務基盤の維持があつてこそ、「年間約 120 億円規模のリスクマネー供給」や「約 1,262 億円規模の事業創出に繋がる案件形成支援」といった中核機能を持続的かつ機動的に展開することが可能となるため、本特例措置の政策的有効性は高い。

	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
		要望の措置の 妥当性	「補助金」は使途が特定の個別事業の経費補填等に限定される性質上、機構全体の活動の自由度や強固な財務基盤を包括的に担保するという本特例措置の目的には馴染まない。また、株式会社である機構は、使途の自由度が高い「運営費交付金」の対象外である。 他方、「一般会計からの出資金」による財政措置については、出資による資本金等の増加が法人事業税（資本割）の課税標準を押し上げ、かえって税負担を増大させるという矛盾が生じる。 したがって、使途の制限なく機構の財務基盤全体を下支えし、「民間金融を補完する積極的な資金供給」と「地方公共団体に対する無償の伴走支援」の両立を機動的かつ持続的に担保し得る手段は本特例措置以外に存在せず、本特例措置によるべき妥当性は高い。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用事業者の範囲：PFI 推進機構のみ 適用実績（対象事業年度ベース）： - 令和4年度：適用額 170 億円（減収額 85 百万円） - 令和5年度：適用額 160 億円（減収額 80 百万円） - 令和6年度：適用額 140 億円（減収額 70 百万円） - 令和7年度：適用額 120 億円（減収額 60 百万円）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額：課税標準（資本金等の額）（※特例による控除額）（単位：千円） - 令和4年度：18,000,000 - 令和5年度：17,000,000 - 令和6年度：16,000,000 （注）本報告書は前年2月1日から当年1月31日までに終了する事業年度を当該年度分とする集計であるため、3月決算を前提とした事業年度ベースで記載した上段の適用実績とは1年度分のズレが生じている。
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	租税特別措置等の総点検において、本特例措置の適用により、機構の「強固な財務基盤の構築（短期）」、「民間資金の誘発（中期）」及び「PPP/PFI 事業規模の拡大（長期）」の全てのアウトカムにおいて実績値が目標値を継続して上回っており、政策としての有効性が確認された。
	前回要望時の達成目標	機構の財務基盤強化を通じた機動的な資金供給により、民間資金の呼び水として事業を創出し、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に掲げる10年間（平成25年度から令和4年度まで）の事業規模目標 21 兆円を達成する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置による自己資本の下支えにより機構の積極的なリスクマネー供給が可能となり、民間投資の誘発及び着実な案件組成に寄与した結果、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に掲げる事業規模目標（21 兆円）を達成した。
これまでの要望経緯		- 平成29年度税制改正において創設（資本割の課税標準を銀行法上の最低資本金額である20億円とする特例措置）。 - 令和4年度税制改正において、適用期限を5年間延長するとともに、控除割合を段階的に縮減する見直し（令和8年度において「資本金等の額の2分の1」を控除）を実施。

措置名：民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の特例措置の延長

1. 自己点検による評価結果

- 本特例措置の適用により、民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が掲げる「強固な財務基盤の構築（短期）」、「民間資金の誘発（中期）」及び「PPP/PFI 事業規模の拡大（長期）」の全てのアウトカムにおいて実績値が目標値を継続して上回っており、政策としての有効性が確認された。一方で、これらの指標がマクロ的であったため、本特例措置の適用による直接的な寄与度が必ずしも明瞭ではないという課題が確認された。

2. 総点検の結果を踏まえた現状の課題

- 上述の通り、本特例措置による財務基盤の強化を通じた機構の資金供給は、我が国における PPP/PFI 事業規模の拡大に着実に寄与してきた。しかしながら、足元ではインフラ老朽化対策の加速が急務となる中、専門ノウハウに乏しい地方公共団体における案件形成の推進が新たな喫緊の課題として顕在化している。
- また、これまで本特例措置の措置により機構の財務基盤の構築は一定の進捗を見せてきたものの、我が国が本格的な金利上昇局面への転換を迎える中、今後は調達コストの増加等に伴う機構の利益水準の圧迫が不可避な情勢となっている。この厳しい事業環境下において、仮に本特例措置が廃止されて新たな税負担が生じた場合、リスクを伴う積極的な資金供給を手控えざるを得なくなるほか、直接収益を生まない「官民連携支援センター」の体制縮小等も避けられない。結果として、機構本来の役割である「積極的なリスクマネー供給」や「地方公共団体向けの案件形成支援」に重大な支障を来すおそれがある。

3. 自己点検結果の要望内容への反映

- 上記の課題認識及び環境変化を踏まえ、所期の政策目的（機構の財務基盤維持を通じた PPP/PFI 推進）は堅持しつつ、従来のマクロ的な目標（PPP/PFI 事業規模の拡大等）を見直した。本特例措置による自己資本の下支えが直接的に機能する事業の両輪（中核機能）にフォーカスし、客観的に検証可能な以下の定量的な測定指標へと精緻化した。
 - ・ 指標①（資金供給）：出融資額 約 120 億円／年
 - ・ 指標②（伴走支援）：伴走支援を通じた確実な案件組成（現在支援中の 14 件）及び当該支援により創出される事業規模（計 1,262 億円）
- 上記のとおり測定指標を精緻化した上で、「2.」で述べたインフラ老朽化対策の加速や金利上昇に伴う事業環境の悪化といった現状の課題へ確実に対応し、機構本来の役割を持続的に果たすため、本特例措置の適用期限の延長を要望する。